

小規模事業者持続化補助金<一般型>の公募開始！

商工会の助言等を受けて、経営計画を策定して、販路開拓に取り組むことで

上限 **50** 万円(補助率：2/3)の補助が受けられます

特定創業支援等事業の支援を受けた小規模事業者（過去3か年度）、又は2020年

1月1日以降の創業者は上限 **100** 万円(補助率：2/3)へ引き上げ！

※複数の小規模事業者による共同実施の場合50万円×小規模事業者数(最高500万円)が上限となります。

取組例

展示商談会へ参加

<取組例>

新たな販路を求め、国内外の展示商談会へ出展する



広告宣伝

<取組例>

新たに出前を開始したことをPRするチラシの作成と配布



申請方法

郵送または電子申請（補助金申請システム：Jグランツ）
※電子申請は単独申請のみ対象

受付締切

第5回受付締切 令和3年 6月4日（金）【当日消印有効】
第6回受付締切 令和3年10月1日（金）【当日消印有効】
第7回受付締切 令和4年 2月4日（金）【当日消印有効】

※申請には商工会の発行する支援計画書が必要です
締切に十分余裕を持って、お近くの商工会へご相談ください

公募要領等

滋賀県商工会連合会



お問い合わせ先

〇〇商工会 ☎〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

第5回受付締切：令和3年 6月4日（金）※当日消印有効
第6回受付締切：令和3年10月1日（金）※当日消印有効
第7回受付締切：令和4年 2月4日（金）※当日消印有効

《対象事業》

経営計画に基づき、商工会の支援を受けながら行う、創意工夫を凝らした販路開拓
創意工夫による売り方やデザイン改変、チラシ作成、商談会参加、HP作成等



《応募できる方》

商工会地区で事業を営む小規模事業者

※小規模事業者とは、以下の表に該当する事業所（詳細は公募要領）

業種	常時使用する従業員数
商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下
製造業その他	20人以下

※令和2年度補正予算 小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型>で採択・補助金を受けられた方は申請できません

《対象経費》

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、
専門家謝金、専門家旅費、設備処分費、委託費、外注費

《事業実施期間等》

第5回受付締切分から第7回受付締切分までの各回の「事業実施期間」「補助事業実績報告書提出期限」は次のとおりです。

第5回受付締切分

事業実施期間：交付決定日から実施期限（2022年3月31日（木））まで

補助事業実績報告書提出期限：2022年4月10日（日）

第6回受付締切分

事業実施期間：交付決定日から実施期限（2022年7月31日（日））まで

補助事業実績報告書提出期限：2022年8月10日（水）

第7回受付締切分

事業実施期間：交付決定日から実施期限（2022年11月30日（水））まで

補助事業実績報告書提出期限：2022年12月10日（土）



～ 商工会は、経営支援事業を通じて事業者の明日に貢献します ～

お問い合わせ先

〇〇商工会 ☎〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇